



横浜マイスター塾



やまさきたかし
表装(壁装)のマイスター山崎隆氏から教わる

実践！上手な壁紙の張り替え方

横浜マイスターを講師にお迎えする人気の講座「横浜マイスター塾」
昨年大好評の山崎氏による壁紙の張り替え講座を開講いたします！
講座では、なんと実際に会館内の壁紙を張り替えていただきます！
プロによる壁紙の張り替え方を実践的に学び、DIYに活かしましょう。



壁紙張り替えは力仕事のため体力を使います

10:00~12:00	602 工芸研修室	道具・工程説明 デモンストレーション
12:00~13:00	昼休み	
13:00~15:00	バックヤード 廊下	既存の壁紙剥がし 新規壁紙貼り付け

開催日時：2025年2月2日（日）10時00分～15時00分

場 所	横浜市技能文化会館 6階 602工芸研修室		
講 師	令和4年度選定 横浜マイスター 表装(壁装) 山崎 隆 氏		
持 ち 物	汚れてもいい服装(実践作業のため汚れます)		
定 員	8名 ※先着順	受講料	3,000円(材料費込)
申 込 み	電話・FAX・来館・会館HPにて ※前日・当日のキャンセルはキャンセル料を頂く場合がございます。		

横浜市技能文化会館

〒231-0031 横浜市中区万代町2-4-7

●JR 関内駅 南口から 徒歩5分

●市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 出口2 から 徒歩3分

TEL 045-681-6552

FAX 045-681-6554

E-mail gibun@socioak.com

URL <https://gibun.jp/>

(受付時間：平日 9時～17時 / 休館日 第2水曜日・年末年始12/29～1/3)

お申込者 ご記入欄

電話・FAX・来館・会館HPでお申込の際は、下記の情報をお伝え下さい。 記入日： 月 日

講 座 名	2025年2月2日（日） 横浜マイスター塾 表装（壁装）のマイスター山崎隆氏		
フリガナ		E-Mail	
電話番号		携帯電話番号	
どちらでお知りになりましたか	当館・当館ホームページ・検索サイト・フェイスブック・X(旧ツイッター)・Instagram・メルマガ・市役所・区役所・図書館・地区センター・他施設・その他 ()		

横浜マイスターのご紹介

～講師のご紹介～

山崎 隆 氏

令和4年度選定
横浜マイスター 表装(壁装)

昭和42年千葉県出身。

表装(壁装作業)1級表装技能士、登録内装仕上工事基幹技能者、職業訓練指導員(インテリア科/表具科)、第2種電気工事士
(主な受賞歴)平成21年横浜市優秀技能者表彰受賞(横浜市長)
(プロフィール)高校卒業後、不動産仲介業の会社員時代に、現場で壁紙を貼る仕事に興味を持つ。平成8年から約4年間の修行の後、一人親方として独立し、令和3年に株式会社サンユウを設立。

株式会社サンユウ email:sanyuu.mailbox@gmail.com



横浜マイスター事業とは (制度紹介)

横浜市が平成8年度から行っている事業で、市民の生活・文化に寄与する優れた技能職者を「横浜マイスター」に選定しています。

この事業は、横浜マイスターが行う後継者育成、貴重な技能・技術の継承及び普及活動などを通して、技能職の振興を図ることを目的としているため、横浜マイスターは過去の功績だけではなく、将来の活動を期待して選定されています。

「マイスター」は専門技術を身につけた職人を意味します。しかし、横浜マイスターはその卓越した技量を証明したり功績を顕彰したりするための制度ではありません。地域の技能職者の代表として、学校、行事などでの実演・公演などを通して技能職を社会に広く伝え、また後継者の育成など技能職振興を図るのが横浜マイスターの役割です。

【横浜マイスター事業に関するお問い合わせ】

横浜市経済局市民経済労働部雇用労働課
電話 045-671-4098 FAX 045-664-9188
E-mail ke-ginou@city.yokohama.jp



- JR関内駅南口から徒歩5分
- 市営地下鉄伊勢佐木長者町駅出口2から徒歩3分

【立体駐車場】営業時間8:00～22:00 収容台数60台
※入庫可能サイズ 車幅1.95m 車高1.57m 車長4.75m

【横浜市技能文化会館 個人情報保護方針】

必要に応じて、皆さまから情報を収集させていただく場合があります。ただし、法令に基づく場合を除き、個人を特定できる情報を本人の同意なく第三者へ提供することはありません。なお、外部委託する際には、個人情報保護水準を十分に満たしていることを条件に選定し、機密保持契約を締結した上で委託いたします。また、本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・訂正・追加または削除・利用の停止・消去及び第三者への提供の停止の要請があった場合には、当館で定める所定の手続きに則り速やかに対応いたします。